

市町村の窓口以外で可能となっているマイナンバーカード関係手続（電子証明書関係）

○郵便局における電子証明書の発行・更新等（令和3年5月法律改正）

- ・ 令和3年デジタル社会形成整備法による郵便局事務取扱法の改正で、地方公共団体が指定した郵便局が実施できる事務に、電子証明書の発行・更新等に係る事務を追加。
- ・ カードの普及の進展、利活用シーンの拡大により、電子証明書の更新や暗証番号初期化の手続のニーズも増大すると考えられるところ、これらの事務を行う窓口体制の整備・強化を図ることを可能とした。



10

○顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化（ロック解除）・再設定

- ・ 専用アプリにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロック解除）をコンビニで行えることとした。
- ・ 現在、全国のセブンイレブン、ローソン及び一部イオン系店舗でサービス提供中。

①スマホに専用アプリDL
スマホにカードをかざし、
4桁の暗証番号入力



②ICチップ内の画像を使用し
顔認証を実施



③キオスク端末にて、「4桁の暗証番号」を入力し、
暗証番号初期化(ロック解除)・再設定を実施

